

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

平成30年5月
内閣府地方創生推進事務局

1. 一部変更の趣旨及び内容

(1) 地域再生法改正法の施行に伴う変更

地域再生法（平成17年法律第24号）の一部を改正することに伴い、地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置として、以下の4項目を追加・変更することに伴い、所要の修正を行う。

- 地方における本社機能の強化を行う事業者等に対する特例【変更】
- 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例【追加】
- 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置【追加】
- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制【変更】

(2) 地域再生計画と連動する施策の変更

平成30年度予算による施策等を地域再生計画と連動させるため、地域再生基本方針別表について以下のとおり変更する。

- 施策内容の変更等
 - ・ 漁業人材育成総合支援事業（農林水産省）
 - ・ 農山漁村振興交付金（うち地域活性化対策、都市農業機能発揮対策、農泊推進対策、農福連携対策、山村活性化対策）（農林水産省）
 - ・ 農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策）（農林水産省）
 - ・ 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省）
- 施策の追加・削除
 - 追加
 - ・ 食料産業・6次産業化交付金（うち加工・直売の推進）（農林水産省）
 - ・ イノベーション創出強化研究推進事業（農林水産省）
 - 削除
 - ・ 6次産業化ネットワーク活動交付金（農林水産省）
 - ・ 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（農林水産省）
 - ・ 都市農業機能発揮対策事業（農林水産省）

2. 閣議決定希望日

地域再生法改正法の成立後（平成30年4月上～中旬を想定）